

平成31年度沼津市市民エコプロジェクト支援制度募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、沼津市において市民の皆さんが取り組む環境保全や環境意識への啓発など、環境に関する活動を支援することにより、「沼津市環境基本計画」の推進を図ることを目的とするものです。

2 募集内容

以下の各部門について募集します。

部門	支援内容
登録部門	「沼津市環境基本計画」の推進に寄与する活動として「登録」し、市ホームページ等での活動紹介や活動に係る助言などを行います。
補助金交付部門	上記「登録」に加え、10万円を上限として活動費の全部又は一部を補助します。

3 対象者

部門	対象者
登録部門	沼津市内に活動拠点又は連絡先があり、市内で活動する個人および団体（事業所含む）
補助金交付部門	沼津市内に活動拠点又は連絡先があり、市内で活動する3人以上の非営利団体（自治会、特定非営利法人、ボランティア団体）

※いずれも、宗教又は政治を目的とした活動を実施する団体、沼津市暴力団排除条例に規定する暴力団員を含む団体は対象となりません。

4 対象となる活動

部門	対象となる活動
登録部門	「沼津市環境基本計画」の推進に寄与し、令和2年3月13日（金）までに実績報告できる活動
補助金交付部門	「沼津市環境基本計画」の推進に寄与し、令和2年2月28日（金）までに実績報告できる活動であり、下記のいずれかに該当する営利を目的としない活動 ア 自然環境の再生又は創造に関する活動 イ 生物の多様性の保全に関する活動 ウ 省資源又は省エネルギーの推進に関する活動 エ 環境教育及び環境意識の啓発に関する活動 オ 地産地消の推進に関する活動

5 申請期間

部門	申請期間
登録部門	随時
補助金交付部門	平成31年4月15日（月）～令和元年5月15日（水）午後5時必着

※申請は活動単位とし、複数の応募は可能です。但し、同一団体に対する補助金の交付は会計年度当たり2件まで、複数年度にわたり実施される同一活動に対する補助金の交付は3回を上限とします。

6 申請・問い合わせ先

〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所7階
沼津市役所 生活環境部 環境政策課 環境企画係
TEL 055-934-4741 FAX 055-934-3045 Email kankyo@city.numazu.lg.jp

平成31年度「沼津市市民エコプロジェクト支援制度

(1) 登録部門

< 1 > 資格

次の要件を満たす個人・団体（法人格の有無は問いません。）が申請できます。

- ・沼津市内に活動拠点又は連絡先があり、市内で活動する個人及び団体（事業所含む）であること。
- ・宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ・沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、団体でないこと。

< 2 > 対象となる活動

「沼津市環境基本計画」の推進に寄与し、令和2年3月13日（金）までに実績報告を完了できる活動。

< 3 > 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて沼津市役所7階 環境政策課環境企画係)に提出してください。

①提出書類

沼津市市民エコプロジェクト登録申請書

②受付時間

土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

③その他

活動ごとに申請してください。同一個人、団体で複数の申請も可とします。

< 4 > 登録審査

「登録」の可否については、書類審査の上、市が決定し、審査結果を沼津市市民エコプロジェクト登録（登録見送り）決定通知書にてお知らせします。

< 5 > 実績報告

登録された個人・団体は、活動が完了し次第速やかに、沼津市市民エコプロジェクト実績報告書を提出していただきます（最終提出期限は令和2年3月13日（金））。

平成31年度「沼津市市民エコプロジェクト支援制度」

(2) 補助金交付部門

< 1 > 資格

次の全ての要件を満たす団体（法人格の有無は問いません。）が申請できます。

- ・ 沼津市内に活動拠点又は連絡先があり、市内で活動する団体であること。
- ・ 3人以上で構成され、かつ構成員の3人以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- ・ 公益の増進に寄与することを目的として非営利活動に取り組む団体であること。
- ・ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ・ 沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を含む団体でないこと。

< 2 > 対象となる活動

①活動内容

「沼津市環境基本計画」の推進に寄与し、令和2年2月28日（金）までに事業報告を完了できる、以下のいずれかに該当する営利を目的としない活動

- ア 自然環境の再生又は創造に関する活動
- イ 生物の多様性の保全に関する活動
- ウ 省資源又は省エネルギーの推進に関する活動
- エ 環境教育及び環境意識の啓発に関する活動
- オ 地産地消の推進に関する活動

※これまで交付の対象となった活動については、別添の「平成31年度沼津市市民エコプロジェクト支援補助金Q&A」または、市ホームページをご覧ください。

アドレス <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/kankyo/torikumi/ecopro/index.htm>

②補助金の額等

補助対象経費（下表）に当該区分ごとの補助率を乗じた額（1円未満の端数は切捨て）とし、10万円を限度とします。

※本補助金における平成31年度予算額は50万円です。申請状況や審査の結果により、交付決定される場合においても、申請額に対し減額決定となる場合があります。

区分	費目	補助率
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼等	10/10
旅費	交通費	10/10
消耗品費	文具費、日用品費、材料費等	10/10
印刷製本費	チラシ、広報、資料等の印刷費及びコピー代等	10/10
通信運搬費	郵便、宅配便等の運搬費用	10/10
使用料及び賃借料	会場使用料、器材使用料等	10/10
保険料	ボランティア保険等	10/10
備品購入費	事務機器、運搬具、工具等（価格が1万円以上でかつ2年以上の耐用年数であるもの）	1/2
その他経費	その他市長が必要と認める経費	10/10又は1/2

※施設整備や団体構成員の飲食費、人件費等、団体の維持、運営に要する経費は対象となりません。

< 3 > 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて沼津市役所7階 環境政策課環境企画係)に提出してください。

①提出書類

- ア 沼津市市民エコプロジェクト支援補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 活動計画書（第2号様式）
- ウ 収支予算書（第3号様式）
- エ 活動者名簿兼誓約書（第4号様式）
- オ 団体の定款、規約、会則等

②受付時間

土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（郵送による場合、募集期間最終日（令和元年5月15日（水）午後5時必着）

③その他

- ・ 活動ごとに申請してください。同一団体で複数の申請も可とします。但し、同一団体に対する補助金の交付は一会計年度当たり2件まで、複数年度にわたり実施される同一活動に対する補助金の交付は3回を上限とします。
- ・ 活動に対し沼津市における他補助金の支給を受けている場合には、補助金交付部門への申請はできません。

< 4 > 審査

①意見の聴取

目的、内容等について、「沼津市環境基本計画推進委員会」の意見を聴取します。
(実施日：令和元年6月上旬を予定)

②通知

補助金の「交付／不交付の決定」については、「沼津市環境基本計画推進委員会」の意見を踏まえて市が決定し、補助金交付の可否について下記により通知いたします。
(通知日：令和元年6月中旬を予定)

- ・ 交付の場合・・・沼津市市民エコプロジェクト支援補助金交付決定通知書（第5号様式）
- ・ 不交付の場合・・・沼津市市民エコプロジェクト支援補助金交付申請却下通知書（第6号様式）

※補助金の交付決定を受けた活動は、自動的に沼津市市民エコプロジェクトとして「登録（（1）登録部門の対象として）」されます。

※審査基準について

交付対象の決定においては、下記の点を審査項目とします。

- 「公益性」（活動目的は広く一般の利益に供するものか）
- 「必要性」（活動内容は環境の改善に対し必要なものか）
- 「実現性」（活動計画・体制は活動が実現可能なものになっているか）
- 「波及性」（活動内容は広範囲かつ継続的な効果を生むものか）
- 「独創性」（活動内容はアイディアに富んだものであるか）

< 5 > 補助金の交付

交付決定を受けた活動に対し、次の書類を事務局に提出いただくことにより、補助金を交付します。

補助金は、円滑な活動執行を図るため、概算払の方法により事前に交付します。

概算払した補助金については、活動完了後に実績に応じた精算を行います。

提出書類

沼津市市民エコプロジェクト支援補助金支払請求書（第7号様式）

※通知を受けたら速やかに提出してください。

< 6 > 実績報告

補助金の交付を受けた団体は、活動が完了し次第速やかに、次の書類を提出してください。（最終提出期限は令和2年2月28日（金））

提出書類

ア 沼津市市民エコプロジェクト支援実績報告書（第10号様式）

イ 収支決算書（第11号様式）

ウ 領収書の写し（交付決定額に対する支出相当分以上の提出をお願いします）

エ 活動実績の内容を示す写真及び資料

市は、交付決定を受けた活動内容が実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沼津市市民エコプロジェクト支援補助金交付確定通知書（第12号様式）によりお知らせします。

※審査結果によっては、余剰額等を市に返還していただきます。

< 7 > 活動内容の変更

原則として補助金の交付決定を受けた活動の変更（経費区分の変更も含む）については認めませんが、やむをえない事由により活動の変更又は中止することとなった場合には、沼津市市民エコプロジェクト支援変更（中止）申請書（第8号様式）を事務局に提出し承認を得てください（変更、中止の承認については沼津市市民エコプロジェクト支援変更（中止）承認通知書（第9号様式）により通知します）。

※変更に伴う補助金申請額の増額は認めません。計画の変更・中止により交付決定された額より補助すべき額が減額となる場合、既に交付した補助金を一部返還していただきます。

< 8 > その他

- ・ 本補助金の交付は、「沼津市市民エコプロジェクト支援補助金交付要綱（平成27年3月31日 沼津市告示第63号）」に基づくものとします。
- ・ その他「平成31年度沼津市市民エコプロジェクト支援補助金 Q&A」をご確認ください。